

厚生発 1001 第 4 号
令和 7 年 10 月 1 日

各検疫所長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 96 号）により食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）の一部が改正されたところです。

改正の概要等については下記のとおりですので、関係者へ周知いただくとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 27 条の規定により、販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）を輸入しようとする者は、その都度厚生労働大臣に届け出なければならないこととされている。規則第 32 条第 4 項から第 6 項までにおいて、規則別表第 12 に定める食品等について、同一の製品又はこれに準ずるものを繰り返し輸入する場合には、輸入者が、輸入計画を記載した輸入届出書の提出を行っているときは、当該提出をもって、それぞれの食品等に係る輸入届出書の提出に代えることができることとしている。

法第 27 条の規定に基づく届出については、規則第 32 条第 7 項において、厚生労働大臣は、電子情報処理組織を使用して行わせることができることとしているところ。

一方で、規則第 32 条第 9 項において、規則第 32 条第 4 項から第 6 項までの規定に基づき、輸入計画を記載した輸入届出書の提出をもって、それぞれの食品等に係る輸入届出書の提出に代える場合については、厚生労働大臣は電子情報処理組織を使用して行わせることはできないとしていた。

今般、輸入計画を記載した輸入届出書についても、電子情報処理組織を使用して適切に提出することが可能となるよう、規則について改正を行った。

第2 施行日

令和7年10月12日から施行すること。

第3 その他

規則第32条第4項から第6項までの規定に基づいて、輸入計画を記載した輸入届出書の提出をもって、それぞれの食品等に係る輸入届出書の提出に代える輸入者は、輸入計画を記載した輸入届出書を提出した検疫所に輸入実績を年度毎に報告すること。

なお、令和7年10月12日以降、原則として電子情報処理組織を使用して輸入計画を記載した輸入届出書を提出するものとするが、各検疫所の窓口で紙媒体で提出することでも差し支えない。